DIY用具·材料購入補助



市内在住者の空き家活用を促進するため、自分で空き家を改修する際に購入する工具・材料の費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

- ・市内の事業者でDIYを行うために必要な工具・材料を購入する費用
 - ※インターネットで購入した工具等は対象外です。



対象経費の1/2

上限5万円



必ず購入前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

江田島市内に住所を有していること

対	□ 空き家の所有者若しくは、借り受けた個人であること

次象者

- □ 市税等に滞納がないこと
- □ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること
- □ 暴力団員等でないこと

対象物質

- □ 江田島市に登録された空き家
- ※江田島市に登録された空き家とは 半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市 に登録の申請がされたものです。

補助対象になるもの

- ・木材・壁材に使う材料
- ・改修する際に使う工具 など

補助の回数

・1軒につき1回。ただし、同一年度内に補助限度額の範囲内で、3回まで分割して申請することができます。

補助対象にならないもの

·完成品

(例:シーリングライト、洗面化粧台など)

- 家電や家具など
- 建物の改修でないもの

(例:芝生の設置、カーポートの設置など)

補助金申請の流れ

空き家の登録 空き家の登録 空き家の登録

※見積時と購入時に金額(見積額)の変更がある場合は、変更申請後に購入してください。

申請に必要な書類

必ず購入前に補助金の申請をしてください。 契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからダウンロードできます。
2	見積書の写し	・市内事業者のもの。 ・購入前のもので金額・内訳が確認できるもの。
3	カタログ等	・購入する品が分かるもの。写真等でも可。
4	住民票の写し	・居住している場合のみ
5	市税等に滞納がないことを証明する書類 ※申請者本人のもの	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市の 書類を提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの 市区町村の書類を提出してください。
6	誓約書兼確認書	・市HPからダウンロードできます。
7	空き家登録台帳	・補助申請時に提出できます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ·事業実績書
- ・領収書の写し
- ・購入した工具・材料の写真・修繕前・修繕後の写真
- ・住民票の写し(居住者のみ)



江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.lg.jp